

## 消費者基本計画策定に向けて【具体的な取組のイメージ】

- n 消費者教育の担い手をどう養成するか
  - 大阪府独自の“資格”をつくり、認定制度を制定
  - 消費生活に関する有資格者の掘り起こし
  
- n 消費生活にかかわる連携組織を作る
  - 産・官・学・NPO など、関連組織を一元的に整理・可視化する
  
- n 「学校教育」への情報提供の仕方を工夫する
  - 現状：大阪府教育センター「情報提供」「教材コンテンツ・教材リンク」「[大阪府消費生活センター 学校向け消費者教育教材](http://www.osaka-c.ed.jp/ed/teacher.html)」における pdf 情報の掲載（<http://www.osaka-c.ed.jp/ed/teacher.html>）
  - 滋賀県の取り組み参照（高校生のための消費生活講演会の実施）  
[http://www.nionet.jp/lldivision/director/shien\\_menu/3kinyu.html](http://www.nionet.jp/lldivision/director/shien_menu/3kinyu.html)
  
- n 大学の「授業」（公開講座＋教養科目/専門科目）を実施する主体者同士としてのコラボレーションはできないか
  - 愛媛県 県民生活課の事例：愛媛大学との連携  
<http://www.pref.ehime.jp/h15100/h25syohisiasienkouza/h25syohisiasienkouza.html>
  
- n 大阪府消費者フェアのリニューアル：新しい企画を考えてはどうか
  - 学んでほしい対象に「企画」を考えてもらい「企画」のコンペを開催
  
- n 学校教育の現場を巻き込む：このような基金の使い方は困難か
  - 教員が研修会等へ参加する場合の経費を支給する等何らかのインセンティブの付与
  - モデル地区（地域）の設定
  
- n 参考資料として：静岡県「ふじのくに消費教育研究会」が昨年出した報告書  
「ふじのくに消費教育あり方報告書（概要版）」  
「ふじのくに消費教育あり方報告書」  
：消費者庁消費者教育推進のための体系的プログラム研究会  
「消費者教育の体系イメージマップ」

⇒別添参照